

大阪市条例第1号

大阪市事務分掌条例の一部を改正する条例

大阪市事務分掌条例（昭和38年大阪市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる組織及び職（以下「組織等」という。）を置く。 [略] <u>経済戦略局</u> [略]	第1条 [同左] [同左] <u>経済戦略局</u> <u>万博推進局</u> [同左]
第2条 前条に掲げる組織等の分掌する事務は、次のとおりとする。 [略] [削る] [略]	第2条 [同左] [同左] <u>万博推進局</u> (1) 2025年日本国際博覧会の開催に関する事項 [同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 大阪市及び大阪府における一体的な行政運営の推進に関する条例(令和3年大阪市条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
別表第1（第9条関係） 〔(1)～(4) 略〕 〔削る〕	別表第1（第9条関係） 〔(1)～(4) 同左〕 <u>〔5〕</u> 万博推進局
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	